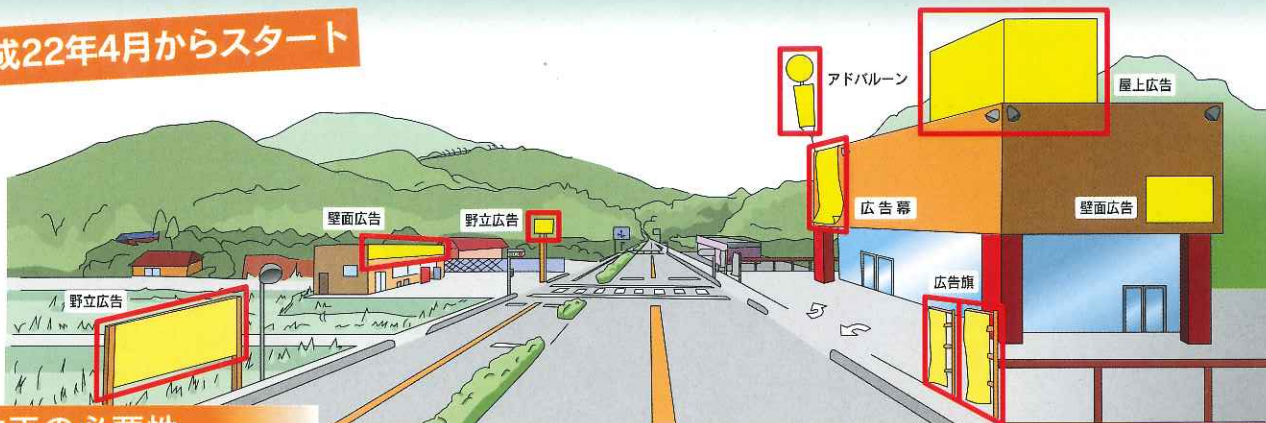


# 屋外広告物の新たなルールについて

平成22年4月からスタート



## 改正の必要性

- ・景観法が平成16年に施行され、「景観」が国民共有の財産として認識されるようになりました。屋外広告物も「景観」に大きな影響を与えることから、適正に規制、誘導を行うために佐賀県屋外広告物条例を改正しました。
- ・これまでは、特定の沿道等を許可区域としていましたが、景観保全のため、禁止区域を除き、県全域(佐賀市の区域は除く。)を許可区域としました。

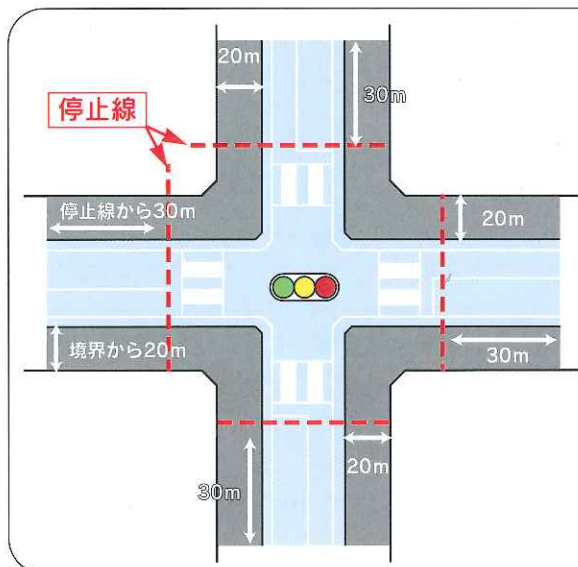
## 主な改正内容

| 改正内容        | これまで   |
|-------------|--|
| 禁止区域の追加     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が指定する重要文化財、特別史跡</li> <li>・高速自動車国道、都市公園</li> <li>・学校、図書館、博物館、体育館</li> <li>・主要な交差点及びその周辺 など</li> </ul> |
| 許可区域の変更     | <p>【線的規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が指定する鉄道や道路の周辺等を許可区域としている。(この区域以外では何の規制もない。)</li> </ul>                                 |
| 自家用広告物等の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外 (高さや面積などの制限がない。)</li> </ul>   |
| 公共用広告物の取扱い  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外 (国、地方公共団体、公共的団体)</li> </ul>   |
| 地域への配慮      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の定めはありません。</li> </ul>  |



| 新ルール             |   |
|------------------|---|
| 左の内容に加えて今回追加したもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海国定公園、佐賀県立自然公園</li> <li>・主要な駅前広場及びその周辺</li> <li>・重要交差点及びその周辺</li> </ul>                  |
| 【面的規制】           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止区域を除く全ての区域を第1種許可区域及び第2種許可区域とします。(県全域に条例を適用します。)</li> </ul>                              |
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模なものを除き知事の許可が必要です。</li> <li>・景観に配慮した屋外広告は、佐賀県美しい景観づくり審議会に諮ったうえで、基準を緩和できます。</li> </ul>   |
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共的団体は許可が必要です。</li> <li>・国や地方公共団体が官公署の敷地以外に表示する広告は、知事への協議が必要です。</li> </ul>                |
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法の理念である「地域の独自性に基づく景観形成」を支援するため、市町長と知事との協議により、許可基準の弾力的な運用を可能とします(広告物特例地区の設定)。</li> </ul> |

## 重要交差点及びその周辺の区域の規制について(特定広告物交差点等許可区域)



### 【交差点の条件】

- ①2車線以上の国道が2車線以上の国道もしくは県道と交差し、または、2車線以上の県道が2車線以上の国道もしくは県道と交差していること(丁字路を含む)。
- ②信号機があること。

### 【規制区域】

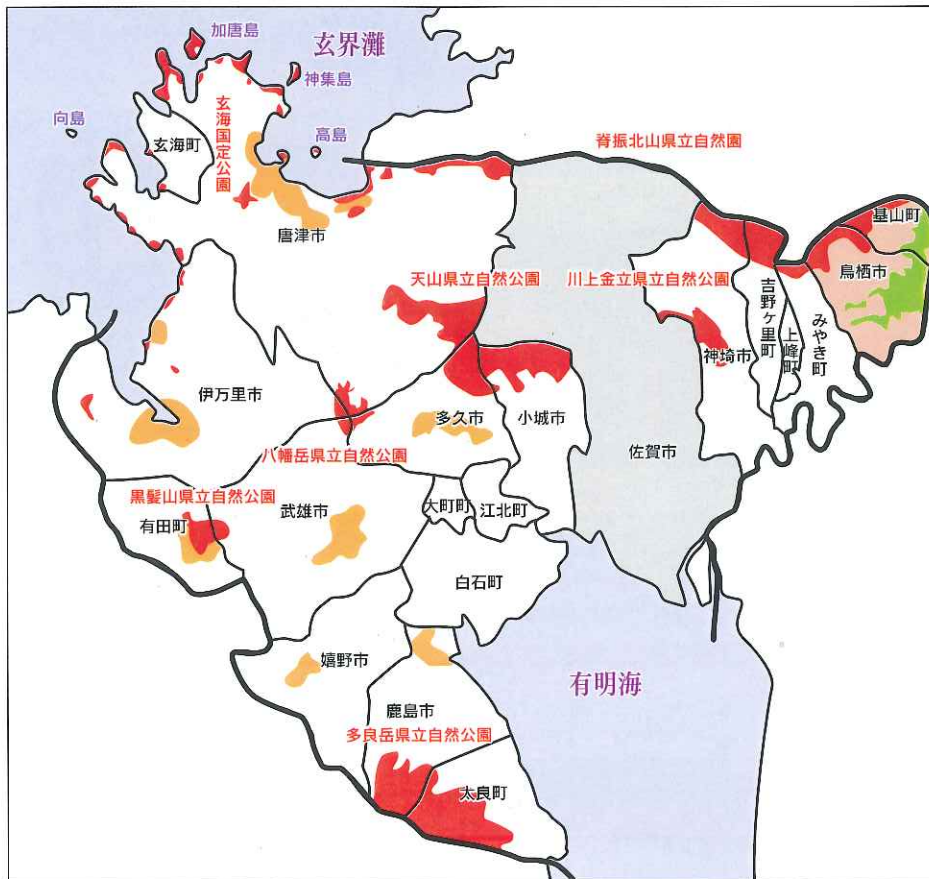
- ①交差点内及び停止線から30m外側の線までの道路の区域(水色)
- ②①に係る道路の区域から20m以内の区域(灰色)

### 【禁止広告物】

- ①堅牢な基礎を有する建植広告物や電柱を利用する袖看板(自家用広告物や建築物を利用する広告は除く。)
- ②発光可変表示式屋外広告物(LEDなど電光による表示やスライド、映写等により表示するもの)



● 区域区分(禁止区域、許可区域) 佐賀市の区域では、佐賀市屋外広告物条例が適用されます。



【許可区域の区分】

**特定広告物交差点等許可区域**  
重要交差点及びその周辺の区域(自家用広告物、建築物を利用する広告物(壁面広告、屋上広告等)に限る。)

**第1種許可区域**

第2種許可区域を除く許可区域です。

**第2種許可区域**

市街化区域(左図の緑色の区域)及び非線引都市計画区域(用途指定(左図のオレンジ色の区域))です。ただし、この区域にあっても、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域は、第1種許可区域となります。

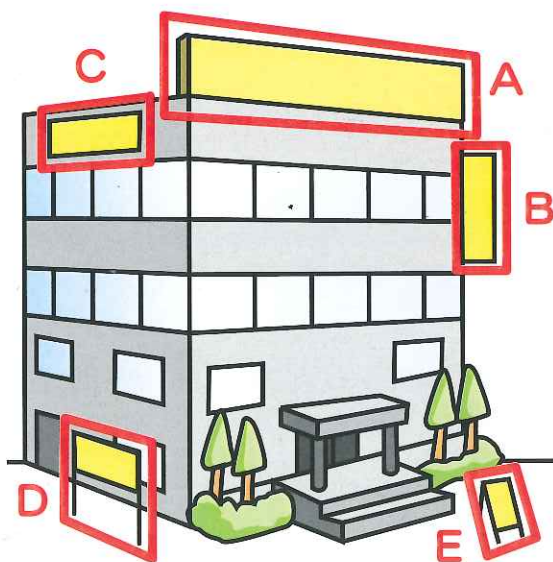
| 凡 例   |                 |
|---|-----------------|
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red;"></span>    | 禁止区域            |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:green;"></span>  | 市街化区域           |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:orange;"></span> | 非線引都市計画区域(用途指定) |

自家用広告物の取扱い

※「自家用広告物」とは、店舗や事業所等の敷地に自己の店名、事業所名、または、事業もしくは営業の内容を表示する広告物のことです。

● 知事の許可が不要となる基準

| 禁止区域              | 第1種許可区域  | 第2種許可区域  |
|-------------------|--|--|
| 表示面積の合計は、5㎡以内とする。 | ①表示面積の合計は、10㎡以内とする。<br>②建植広告物にあつては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。 | ①表示面積の合計は、20㎡以内とする。<br>②建植広告物にあつては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。 |



表示面積の合計=A+B+C+D+E

● 知事の許可が必要となる基準

| 禁止区域   | 第1種許可区域   | 第2種許可区域   |
|--|---|---|
| ①表示面積の合計は、20㎡以内とする。<br>②建植広告物にあつては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。 | ①表示面積の合計は、100㎡又は建築物の延べ床面積の1/10のうちいずれか大きい方の面積以内とする。<br>②建植広告物にあつては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。 | ①表示面積の合計は、150㎡又は建築物の延べ床面積の15/100のうちいずれか大きい方の面積以内とする。<br>②建植広告物にあつては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。 |

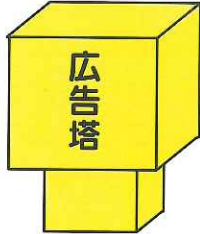
※周囲の景観に配慮し、他の模範となるモデル的な自家用広告物については、佐賀県美しい景観づくり審議会で承認されれば上記二表(下表の「禁止区域」の欄)は除く。)の基準が緩和される場合があります。



## 代表的な一般広告物の許可基準

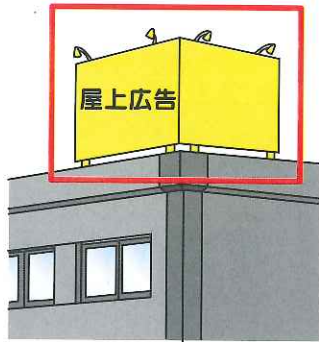
※「一般広告物」とは、主に道路の周辺に設置され、店名や事業所名、または、その営業内容等を表示する広告物のことです。

### ● 建植広告物(野立て広告物)



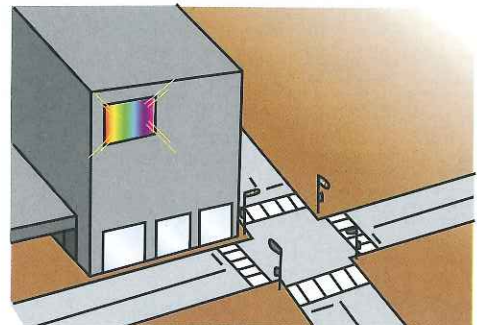
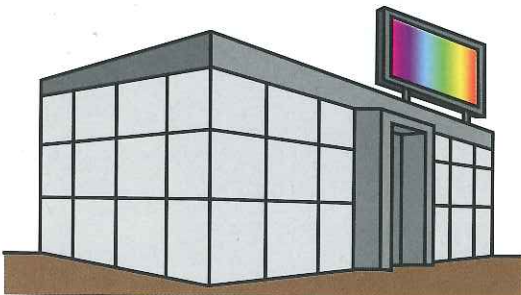
| 第1種許可区域  | 第2種許可区域   |
|--|---|
| ①高さは地上から10m以下とする。<br>②1面の表示面積は10㎡以内とする。<br>③建植広告物の相互間距離は原則として100m以上とする。                  | ①高さは地上から10m以下とする。<br>②1面の表示面積は15㎡以内とする。<br>③建植広告物の相互間距離は原則として50m以上とする。                  |
| 第1種許可区域  | 第2種許可区域   |
| ①高さは地上から10m以下とする。<br>②1面の表示面積は10㎡以内とし、表示面積の合計は、20㎡以内とする。<br>③建植広告物の相互間距離は原則として100m以上とする。 | ①高さは地上から10m以下とする。<br>②1面の表示面積は15㎡以内とし、表示面積の合計は、30㎡以内とする。<br>③建植広告物の相互間距離は原則として50m以上とする。 |

### ● 建築物を利用する広告物



| 特定広告物交差点等許可区域                                   | 第1種許可区域  | 第2種許可区域                              |
|---|--|--------------------------------------|
| 高さは、建築物の高さの1/5以下とし、かつ、5m以下とする。                  | 高さは、建築物の高さの1/3以下とし、かつ、10m以下とする。  | 高さは、建築物の高さの1/2以下とする。                 |
| 地上から広告物の上端までの高さは50m以下とする。                       |  |                                      |
| 特定広告物交差点等許可区域                                   | 第1種許可区域  | 第2種許可区域                              |
| 一の壁面に表示される表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/4以内とし、かつ、20㎡以内とする。 | ①一の壁面に表示される表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/3以内とし、かつ、20㎡以内とすること。<br>②一の壁面につき、同一内容の広告物は2個以下とする。 | 一の壁面に表示される表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/2以内とする。 |
| 窓などの開口部を塞がないこと。                                 |  |                                      |

### ● 発光可変表示式屋外広告物



| 特定広告物交差点等許可区域                        | 第1種許可区域   | 第2種許可区域           |
|--------------------------------------|---|-------------------|
| 自家用広告物及び公共用広告物に限り、右の許可区域に応じた基準を適用する。 | ①一面の表示面積は、8㎡以内とし、かつ、表示面積の合計は、15㎡以内とする。<br>②地上から広告物の上端までの高さは、10m以下とする。 | 表示面積の合計は30㎡以内とする。 |

注1) 交差点または交通信号機からの距離が、30m以下の箇所に設置する場合は、次のア) または、イ) のとおりとする。  
 ア) 地上から広告物の上端までの高さは、5m以下とする。  
 イ) 地上から広告物の下端までの高さは、地上から10m以上とし、かつ、広告物の上端までの高さは地上からは50m以下とする。  
 注2) 建築物を利用する場合は、本表の基準に加え、「建築物を利用する広告物」の欄に掲げる基準を適用すること。  
 注3) 夜間は交通信号機の機能を損なわないように輝度を落とすこと。



## 許可申請の手続きについて

- 設置を希望される所在地を管轄する土木事務所にて申請を受け付けています。  
(ただし、佐賀市内は佐賀市建築指導課、武雄市内は武雄市都市計画課となります。)
- 屋外広告物の設置には管理者が必要です(簡易な広告物は除く)。  
また、建築基準法に基づく建築確認が必要な屋外広告物は、一級建築士、二級建築士または屋外広告士といった有資格者でなければ管理者になることはできません。
- 屋外広告物の表示又は設置を業とする者(建設業の一部として広告物を設置する者も含みます。)は、屋外広告業の登録が必要です(登録事務は佐賀県まちづくり推進課で行っています)。  
また、登録には業務主任者の選任が必要で、業務主任者は、屋外広告士の資格や各自治体が行う屋外広告物に関する講習会の修了者などが要件となります。

## 経過措置について

- これまで適法に設置されていた広告物が条例の改正により、新たに禁止区域や許可区域に指定されることにより、違反になる場合は、平成24年度末までの猶予期間中に是正または許可申請を行ってください。
- また、これまで許可を受けて設置していた広告物が、条例改正により違反広告物となる場合は、平成22年度以降の許可期限までに是正または除却する必要があります。
- なお、従来から違反広告物として扱われていたものについては、経過措置がありません。

## 許可申請手数料について

| 広告物の種類   | 金額        | その他の広告物    | 金額        | その他の広告物     | 金額        |
|----------|-----------|------------|-----------|-------------|-----------|
| はり紙の類    | 1枚 5円     | 0.5㎡未満     | 1個 140円   | 10㎡以上20㎡未満  | 1個 3,200円 |
| 立看板、広告旗  | 1個 210円   | 0.5㎡以上1㎡未満 | 1個 230円   | 20㎡以上30㎡未満  | 1個 5,500円 |
| 広告幕の類    | 1枚 470円   | 1㎡以上2㎡未満   | 1個 450円   | 30㎡以上40㎡未満  | 1個 7,600円 |
| 気球広告     | 1個 1,210円 | 2㎡以上5㎡未満   | 1個 870円   | 40㎡以上50㎡未満  | 1個 9,800円 |
| 電柱、街灯柱広告 | 1件 240円   | 5㎡以上10㎡未満  | 1個 1,700円 | 50㎡に1㎡増すごとに | +340円     |

- (注) 1 照明を伴う広告物(主に建植広告物)についての手数料の額は、上表の金額に10割を加算する。  
2 許可期間が1年を超える場合は、1年(1年未満の場合は1年とする。)につき、この表に定める額(照明を伴う広告物について加算する場合は、照明加算した後の額)に5割を加算する。

## お問い合わせ先

|          |          |         |                                      |
|----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 佐賀土木事務所  | 管理課      | 道路・開発担当 | TEL : 0952-24-4346                   |
| 神埼土木事務所  | 管理課      | 管理担当    | TEL : 0952-52-7660                   |
| 鳥栖土木事務所  | 管理課      | 管理担当    | TEL : 0942-85-0214                   |
| 唐津土木事務所  | 管理課      | 管理担当    | TEL : 0955-73-2863                   |
| 伊万里土木事務所 | 管理課      | 管理担当    | TEL : 0955-23-4152                   |
| 武雄土木事務所  | 総務管理課    | 管理担当    | TEL : 0954-22-4185                   |
| 鹿島土木事務所  | 管理課      | 管理担当    | TEL : 0954-63-3221                   |
| 武雄市      | 都市計画課    |         | TEL : 0954-23-9418                   |
| 佐賀県      | まちづくり推進課 | 景観担当    | TEL : 0952-25-7326                   |
|          |          |         | FAX : 0952-25-7314                   |
|          |          |         | E-mail : machidukuri@pref.saga.lg.jp |

佐賀市管内の条例内容については佐賀市役所建築指導課(0952-40-7172)へお尋ねください。